

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和三年十月二十八日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所	土地所有者氏名
広島県広島市安佐南区東原三丁目二九番三九一一〇三号	土橋 一範

不明 ただし、土地登記簿記載の住所 東広島市西条町大字西条七二八番地の二	不明 ただし、登記記録 の権利部所有者名義人
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 東広島市西条町大字西条六六三番地	不明 ただし、登記記録 の権利部所有者名義人
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 東広島市西条町大字西条九二八番地	不明 ただし、登記記録 の権利部所有者名義人
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 東広島市西条町大字西条八九三番地	不明 ただし、登記記録 の権利部所有者名義人
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 東広島市西条町大字西条八六九番地の二	不明 ただし、登記記録 の権利部所有者名義人

二 送達すべき書類の名称

東広島都市計画道路事業三・五・一〇号吉行泉線及び三・四・六号西条中央巡回線に係る土地収用事件の更正決定書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所 在	地 番	地 目	地 積	収用する土地の面積 (m ²)
広島県 東広島市 西条上市町	六四七番三	公簿		
宅地		現況		
宅地	○四 一六五・ 一六五・ 一六五・ 一六五・〇四	公簿 (m ²) 実測 (m ²)		

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和三年十一月十八日に、その書類の送達があつたものとみなされます。